

別表2 公益的機能別施業森林における施業の方法

振興局 11:網走 市町村 07:美幌町

【一般民有林】

区分	施業の方法	森林の区域		面積 (ha)	森林經營計画における主な実施基準[参考] (注 1)
		林班	小班		
水源涵養林	伐期の延長を推進すべき森林	1	86、114、115	1.32	
		6	114~117、269	6.16	
		7	1、49、51、52、62、75、92、102、134、135	3.76	
		10	19~22、24、155、229	3.80	
		11	63	0.32	
		17	21、60、61、82~90、104、105、119~122、146~148、153、165、200~202	32.95	
		18	1~5、7、9~11、16、17、20	41.33	
		20	全域	26.11	
		21	全域	177.84	
		22	全域	150.73	
		23	199	1.92	
		31	77	8.69	
		32	15、19、20、33~36、40~73	52.93	
		34	22、23、29、36、37、44、48、53、55	27.92	
		35	20	0.96	
		36	2、10、42、45~47、49、71、74	74.99	
		37	2、5、9、10、12~14、16~19、21、23、25~27、54、57、61、62、66、67、71、73、76、77、79~81	41.67	
		39	全域	145.40	
		40	全域	119.82	
		41	1~4、13、15~21	113.40	
		42	2~5、9、11、12、20	154.08	
		43	全域	110.48	
		44	全域	73.16	
		45	全域	108.92	
		46	8	7.44	
		48	25、26、30、31、39~43、50、84、88、89、97~100	29.74	
		49	8、9、11、13~15、18、20、24~30、36、37	51.54	
		50	5、8、10~20、44~46、54、60、74~76、78、82~88	66.92	
		51	6、7、9、11~16、27~31	61.48	
		52	25~34、67、68	79.72	
		53	1	12.36	主伐林齢：標準伐期齢+10年以上
		54	全域	110.79	皆伐面積：20ha以下
		57	全域	107.89	
		58	全域	72.49	
		63	全域	169.31	
		64	4~21、23	102.58	
		66	46、119	43.04	
		67	5~8、10~18	121.64	
		69	4、8、9、69	4.84	
		79	115、116	3.08	
		83	63、69、111~116、127	8.76	
		85	145、146	0.64	
		86	3、18~21、111、133~135、137~140、189、192、193、260、274	13.51	
		87	3~6	2.36	
		88	136、137、174、231~233、256~258、318、349	7.28	
		90	1~3、100、222、224、225、229、280、329、351、409、421、427~434、440~442	12.68	
		92	2、3、5~7、9、11~18、120、121、123、136	50.80	
		97	2~8、10~15、17~21、28、30~34、50、98~101、104、105	100.63	
		101	10	1.80	
		103	1、2	1.72	
		104	1~6、8、71、72	11.82	
		105	25、27、28、30~33、97~99、105、106、108、123、127、141、143、144	8.68	
		113	2、3、5~7、14、16、146~148	39.49	
		115	1、14、19	23.00	
		119	3、6	2.16	
		126	55、58、59、62~64、90、158、159、161、162、168	12.67	
		128	137、139、141	4.16	
		129	82~85、104、105	7.12	
		130	143、169、171、183、188	5.64	
		合計		2,838.44	

		伐採面積の規模の縮小を行うべき森林（注2）	18 合計	1、2、4、10、16、17 375、376 418 1~5、7~28、166~172 12~16、19、20、27、28、30、32~34、36、38、39、44、46、49、51、52、54~56、59、60、63、65、69、72、74、81~84、86、87、89、94、98、99、115、121~123、130、132、137、144、146、154、156、157、162、164、165 2~4、14、15、18~22、24~26、29、31、32、35、36、39~41、43、44、47~52、55、57、58、61、63、65、66、68、69、71、73~79、82~84、89、90、92~100、102~104、106、107、113~117、120~126、129、130、132、136~147、156、159~166、168、169 1、2、6、11、14、33、43~51、53、65、66、68~70、72、101、102、106、112、115、147~149、152、154~156、167、171、172、177~179 合計	26.52 26.52	主伐林齢：標準伐期齢+10年以上 皆伐面積：10ha以下
山地災害防止林、生活環境保全林、保健・文化機能等維持林	長伐期施業を推進すべき森林（注3）	100	12~16、19、20、27、28、30、32~34、36、38、39、44、46、49、51、52、54~56、59、60、63、65、69、72、74、81~84、86、87、89、94、98、99、115、121~123、130、132、137、144、146、154、156、157、162、164、165	68.01	主伐林齢：注3の表による 皆伐面積：20ha以下	
		101	2~4、14、15、18~22、24~26、29、31、32、35、36、39~41、43、44、47~52、55、57、58、61、63、65、66、68、69、71、73~79、82~84、89、90、92~100、102~104、106、107、113~117、120~126、129、130、132、136~147、156、159~166、168、169	131.65		
		102	1、2、6、11、14、33、43~51、53、65、66、68~70、72、101、102、106、112、115、147~149、152、154~156、167、171、172、177~179	37.46		
		合計		335.68		
	複層林施業を推進すべき森林（択伐によるものを除く）	1	155~158、160~163、209、228、236、243、244	6.54		
		5	181~184、193~197、201~203	7.35		
		6	113、265、266、274	5.96		
		78	126~135、150	9.60	主伐林齢：標準伐期齢以上	
		87	63~66	4.96	伐採率：70%以下	
		88	1~4、6、175	8.80	その他：標準伐期齢時の立木材積の1/2以上を維持する	
		89	122~126	5.13		
		98	6、29	4.16		
		105	82~87、90、102~104、107、133、135、158、205~209、217	11.65		
		合計		64.15		
市町村独自ゾーン	市町村独自ゾーンの施業方法	6	119、120、122~125、144、145、157~160	22.88		
		24	252、253、302~304、323	0.96		
		48	4、6~9、59、108	8.94		
		89	134、154、156~158、197	2.68		
		90	415	0.08		
		92	1、137~141	10.00	主伐林齢：標準伐期齢以上	
		97	1、9、16、103	12.70	伐採率：30%以下又は40%以下	
		99	69	0.48	その他：標準伐期齢時の立木材積の7/10以上を維持する	
		102	52、75、118、157、158、169	3.72		
		104	89	1.32		
		105	4~8、17、19、29、34、40、215	4.00		
		107	121、123	4.72		
		108	213、256、378、379	0.84		
		合計		73.32		
		特定広葉樹の育成を行う森林施業を推進すべき森林	該当なし		特定広葉樹について、標準伐期齢時の立木材積を維持する	
		合計		0.00		

(注1) 森林經營計画を作成して施業を行う場合、本表の区分毎の具体的な施業方法については、注2、注3に定める方法のほか、農林水産省令（森林法施行規則）で定められる実施基準に適合した方法とする必要があります。

(注2) 「伐採面積の規模の縮小を行うべき森林」では、森林經營計画の実施基準として、皆伐の1伐区あたりの伐採面積は10 ha以下とする必要があります。

(注3) 「長伐期施業を推進すべき森林」では、森林經營計画の実施基準として、主伐可能な林齢を次のとおりとする必要があります。

	樹種	主伐可能な林齢
人工林	スギ	64年以上
	エゾマツ・アカエゾマツ	96年以上
	トドマツ	64年以上
	カラマツ(グイマツとの交配種を含む)	48年以上
	その他針葉樹	64年以上
	カンバ・ドロノキ・ハンノキ(天然林を含む)	48年以上
	その他広葉樹	64年以上
天然林	主として天然下種によって生立する針葉樹	96年以上
	主として天然下種によって生立する広葉樹	128年以上
	主としてぼう芽によって生立する広葉樹	50年以上